

## 附属書 2

### 分類および表示に関する

### 一覧表




附属書 2  
分類および表示に関する一覧表



A2.1 火薬類（詳細は第 2. 1 章を参照）

危険有害性 区分	判定基準	危険有害性情報の伝達要素	
不安定 火薬類	国連危険物の輸送に関する 勧告、試験および判定基準 第 I 部に記載された試験の 結果に従う	シンボル	
		注意喚起語	危険
		危険有害性情報	不安定火薬類
等級 1.1	国連危険物の輸送に関する 勧告、試験および判定基準 第 I 部に記載された試験の 結果に従う	シンボル	
		注意喚起語	危険
		危険有害性情報	爆発物；大量爆発危険性
等級 1.2	国連危険物の輸送に関する 勧告、試験および判定基準 第 I 部に記載された試験の 結果に従う	シンボル	
		注意喚起語	危険
		危険有害性情報	爆発物；激しい飛散危険性
等級 1.3	国連危険物の輸送に関する 勧告、試験および判定基準 第 I 部に記載された試験の 結果に従う	シンボル	
		注意喚起語	危険
		危険有害性情報	爆発物；火災、爆風、または 飛散危険性
等級 1.4	国連危険物の輸送に関する 勧告、試験および判定基準 第 I 部に記載された試験の 結果に従う	シンボル	
		注意喚起語	警告
		危険有害性情報	火災または飛散危険性
等級 1.5	国連危険物の輸送に関する 勧告、試験および判定基準 第 I 部に記載された試験の 結果に従う	シンボル	1.5
		注意喚起語	危険
		危険有害性情報	火災時に大量爆発のおそれ
等級 1.6	国連危険物の輸送に関する 勧告、試験および判定基準 第 I 部に記載された試験の 結果に従う	シンボル	1.6
		注意喚起語	注意喚起語なし
		危険有害性情報	危険有害性情報なし


A2.2 可燃性/引火性ガス（詳細は第 2.2 章を参照）

危険有害性 区分	判定基準	危険有害性情報の伝達要素	
1	標準気圧 101.3 kPa で 20℃において以下の性状を有するガスおよびガス混合物:  (a) 濃度が 13% (容量) 以下の空気との混合物で引火性を有するもの；または  (b) 引火下限界に関係なく、空気との引火範囲が 12%以上のもの。	シンボル	
		注意喚起語	危険
		危険有害性情報	極めて可燃性/引火性の高いガス
2	区分 1 以外のガスで、標準気圧 101.3 kPa で 20℃においてガスまたはガス混合物であり、空気と混合した場合に引火範囲を有するもの。	シンボル	シンボルなし
		注意喚起語	警告
		危険有害性情報	可燃性/引火性の高いガス

A2.3 可燃性/引火性エアゾール（詳細は第 2.3 章を参照）

危険有害性 区分	判定基準	危険有害性情報の伝達要素	
1	引火性成分、その化学燃焼熱、および、該当する場合には、泡エアゾールの場合は泡試験の結果、噴射式エアゾールの場合は着火距離試験および密閉空間試験の結果を用いる（第 2.3 章 2.3.4.1 の判定ロジックを参照）。	シンボル	
		注意喚起語	危険
		危険有害性情報	極めて可燃性/引火性の高いエアゾール
2	引火性成分、その化学燃焼熱、および、該当する場合には、泡エアゾールの場合は泡試験の結果、噴射式エアゾールの場合は着火距離試験および密閉空間試験の結果を用いる（第 2.3 章 2.3.4.1 の判定ロジックを参照）。	シンボル	
		注意喚起語	警告
		危険有害性情報	可燃性/引火性の高いエアゾール

#### A2.4 支燃性/酸化性ガス類（詳細は第 2.4 章を参照）

危険有害性区分	判定基準	危険有害性情報の伝達要素	
1	一般的には酸素を供給することにより、空気以上に他の物質を燃焼させるまたは燃焼を助長し得るガス	シンボル	
		注意喚起語	危険
		危険有害性情報	発火または火災助長のおそれ；酸化性物質



#### A2.5 高圧ガス（詳細は第 2.5 章を参照）

危険有害性区分	判定基準	危険有害性情報の伝達要素	
圧縮ガス	加圧して容器に充填した時に、-50℃で完全にガス性であるガス；臨界温度が-50℃以下の全てのガスを含む。	シンボル	
		注意喚起語	警告
		危険有害性情報	高圧ガス；熱すると爆発のおそれ
液化ガス	加圧して容器に充填した時に-50℃を超える温度において部分的に液体であるガス。次の2つに分けられる： (a) 高圧液化ガス：臨界温度が-50℃と+65℃の間にあるガス；および (b) 低圧液化ガス：臨界温度が+65℃を超えるガス。	シンボル	
		注意喚起語	警告
		危険有害性情報	高圧ガス；熱すると爆発のおそれ
深冷液化ガス	容器に充填したガスが低温のために部分的に液体であるガス。	シンボル	
		注意喚起語	警告
		危険有害性情報	深冷液化ガス；凍傷または傷害のおそれ
溶解ガス	加圧して容器に充填したガスが液相溶媒に溶解しているガス。	シンボル	
		注意喚起語	警告
		危険有害性情報	高圧ガス；熱すると爆発のおそれ

**A2.6 引火性液体**（詳細は第 2.6 章を参照）

危険有害性区分	判定基準	危険有害性情報の伝達要素	
1	引火点 < 23℃ および 初留点 ≤ 35℃	シンボル	
		注意喚起語	危険
		危険有害性情報	極めて引火性の高い液体および蒸気
2	引火点 < 23℃ および 初留点 > 35℃	シンボル	
		注意喚起語	危険
		危険有害性情報	引火性の高い液体および蒸気
3	引火点 ≥ 23℃ および ≤ 60℃	シンボル	
		注意喚起語	警告
		危険有害性情報	引火性液体および蒸気
4	引火点 > 60℃ および ≤ 93℃	シンボル	シンボルなし
		注意喚起語	警告
		危険有害性情報	可燃性液体


**A2.7 可燃性固体**（詳細は第 2.7 章を参照）

危険有害性区分	判定基準	危険有害性情報の伝達要素	
1	燃焼速度試験: 金属粉末以外の物質または混合物: (a) 火が湿潤部分を超える、および (b) 燃焼時間 < 45 秒、または 燃焼速度 > 2.2 mm/秒 金属粉末: - 燃焼時間 ≤ 5 分	シンボル	
		注意喚起語	危険
		危険有害性情報	可燃性固体
2	燃焼速度試験: 金属粉末以外の物質または混合物: (a) 火が湿潤部分で 4 分間以上止まる、および (b) 燃焼時間 < 45 秒、または 燃焼速度 > 2.2mm/秒 金属粉末 - 燃焼時間 > 5 分 および 燃焼時間 ≤ 10 分	シンボル	
		注意喚起語	警告
		危険有害性情報	可燃性固体


A2.8 自己反応性化学品（詳細は第 2.8 章を参照）

危険有害性区分	判定基準	危険有害性情報の伝達要素	
タイプ A	国連危険物の輸送に関する勧告、試験および判定基準 第Ⅱ部に記載された試験の結果に従い、第2.8章2.8.4.1の判定ロジックを適用。	シンボル	
		注意喚起語	危険
		危険有害性情報	熱すると爆発のおそれ
タイプ B	国連危険物の輸送に関する勧告、試験および判定基準 第Ⅱ部に記載された試験の結果に従い、第2.8章2.8.4.1の判定ロジックを適用。	シンボル	
		注意喚起語	危険
		危険有害性情報	熱すると火災や爆発のおそれ
タイプ C 及び D	国連危険物の輸送に関する勧告、試験および判定基準 第Ⅱ部に記載された試験の結果に従い、第2.8章2.8.4.1の判定ロジックを適用。	シンボル	
		注意喚起語	危険
		危険有害性情報	熱すると火災のおそれ
タイプ E 及び F	国連危険物の輸送に関する勧告、試験および判定基準 第Ⅱ部に記載された試験の結果に従い、2.8章2.8.4.1の判定ロジックを適用。	シンボル	
		注意喚起語	警告
		危険有害性情報	熱すると火災のおそれ
タイプ G	国連危険物の輸送に関する勧告、試験および判定基準 第Ⅱ部に記載された試験の結果に従い、第2.8章2.8.4.1の判定ロジックを適用。	シンボル	この危険有害性区分にはラベル表示要素の指定はない
		注意喚起語	
		危険有害性情報	

**A2.9 自然発火性液体**（詳細は第 2.9 章を参照）

危険有害性区分	判定基準	危険有害性情報の伝達要素	
1	液体を不活性担体に付けて空気に接触させると 5 分以内に発火する、または液体を滴下したろ紙を空気に接触させると 5 分以内にろ紙が発火若しくは焦げる。	シンボル	
		注意喚起語	危険
		危険有害性情報	空気に触れると自然発火

**A2.10 自然発火性固体**（詳細は第 2.10 章を参照）




危険有害性区分	判定基準	危険有害性情報の伝達要素	
1	固体が空気に接触すると 5 分以内に発火する。	シンボル	
		注意喚起語	危険
		危険有害性情報	空気に触れると自然発火

**A2.11 自己発熱性化学品**（詳細は第 2.11 章を参照）




危険有害性区分	判定基準	危険有害性情報の伝達要素	
1	25 mm 立方の供試品を用いた 140°Cにおける試験結果が正である。	シンボル	
		注意喚起語	危険
		危険有害性情報	自己発熱；火災のおそれ
2	(a) 100mm 立方体のサンプルを用いて 140°C で肯定的結果が得られ、および 25mm 立方体サンプルを用いて 140°C で否定的結果が得られ、かつ、当該物質または混合物が 3m <sup>3</sup> より大きい容積パッケージとして包装される、または (b) 100mm 立方体のサンプルを用いて 140°C で肯定的結果が得られ、および 25mm 立方体サンプルを用いて 140°C で否定的結果が得られ、100mm 立方体のサンプルを用いて 120°C で肯定的結果が得られ、かつ、当該物質または混合物が 450 リットルより大きい容積のパッケージとして包装される、または (c) 100mm 立方体のサンプルを用いて 140°C で肯定的結果が得られ、および 25mm 立方体サンプルを用いて 140°C で否定的結果が得られ、かつ 100mm 立方体のサンプルを用いて 100°C で肯定的結果が得られる。	シンボル	
		注意喚起語	警告
		危険有害性情報	大量の場合自己発熱；火災のおそれ






**A2.12 水反応可燃性化学品**（詳細は第 2.12 章を参照）

危険有害性区分	判定基準	危険有害性情報の伝達要素	
1	大気温度で水と激しく反応して自然発火性のガスを生じる傾向が全般的に認められる物質または混合物、または大気温度で水と激しく反応した際の引火性ガスの発生速度がどの 1 分間においても物質 1kg につき 10 リットル以上の物質または混合物。	シンボル	
		注意喚起語	危険
		危険有害性情報	水に触れると自然発火するおそれのある可燃性/引火性ガスを発生
2	大気温度で水と急速に反応して引火性ガスの最大発生速度が 1 時間あたり物質 1kg につき 20 リットル以上であり、かつ、区分 1 に該当しない物質または混合物。	シンボル	
		注意喚起語	危険
		危険有害性情報	水に触れると可燃性/引火性ガスを発生
3	大気温度では水と穏やかに反応し引火性ガスの最大発生速度が 1 時間あたり物質 1kg につき 1 リットル以上であり、かつ、区分 1 および区分 2 に該当しない物質または混合物。	シンボル	
		注意喚起語	警告
		危険有害性情報	水に触れると可燃性/引火性ガスを発生

**A2.13 酸化性液体**（詳細は第 2.13 章を参照）

危険有害性区分	判定基準	危険有害性情報の伝達要素	
1	物質または混合物をセルロースとの重量比 1:1 の混合物として試験した場合に自然発火する、または物質とセルロースの重量比 1:1 の混合物の平均昇圧時間が、50%過塩素酸とセルロースの重量比 1:1 の混合物の平均昇圧時間未満の物質または混合物。	シンボル	
		注意喚起語	危険
		危険有害性情報	火災または爆発のおそれ；強酸化性物質
2	物質または混合物をセルロースとの重量比 1:1 の混合物として試験した場合の平均昇圧時間が、塩素酸ナトリウム 40%水溶液とセルロースの重量比 1:1 の混合物の平均昇圧時間以下であり；かつ、区分 1 の判定基準に適合しない物質または混合物。	シンボル	
		注意喚起語	危険
		危険有害性情報	火災助長のおそれ；酸化性物質
3	物質または混合物をセルロースとの重量比 1:1 の混合物として試験した場合の平均昇圧時間が、硝酸 65%水溶液とセルロースの重量比 1:1 の混合物の平均昇圧時間以下であり；かつ、区分 1 および 2 の判定基準に適合しない物質または混合物。	シンボル	
		注意喚起語	警告
		危険有害性情報	火災助長のおそれ；酸化性物質


**A2.14 酸化性固体**（詳細は第 2.14 章を参照）

危険有害性区分	判定基準	危険有害性情報の伝達要素	
1	物質または混合物とセルロースの重量比 4:1 または 1:1 の混合物を試験した場合、その平均燃焼時間が臭素酸カリウムとセルロースの重量比 3:2 の混合物の平均燃焼時間未満の物質または混合物。	シンボル	
		注意喚起語	危険
		危険有害性情報	火災または爆発のおそれ；強酸化性物質
2	物質または混合物とセルロースの重量比 4:1 または 1:1 の混合物を試験した場合、その平均燃焼時間が臭素酸カリウムとセルロースの重量比 2:3 の混合物の平均燃焼時間以下であり、かつ、区分 1 の判定基準が適合しない物質または混合物	シンボル	
		注意喚起語	危険
		危険有害性情報	火災助長のおそれ；酸化性物質
3	物質または混合物とセルロースの重量比 4:1 または 1:1 の混合物を試験した場合、その平均燃焼時間が臭化カリウムとセルロースの重量比 3:7 の混合物の平均燃焼時間以下であり、かつ、区分 1 および 2 の判定基準が適合しない物質または混合物。	シンボル	
		注意喚起語	警告
		危険有害性情報	火災助長のおそれ；酸化性物質



**A2.15 有機過酸化物**（詳細は第 2.15 章を参照）

危険有害性区分	判定基準	危険有害性情報の伝達要素	
タイプ A	国連危険物輸送に関する勧告、試験および判定基準 第Ⅱ部の試験シリーズ A～H に記載された試験の結果に従い、第 2.15 章 2.15.4.1 の判定ロジックを適用。	シンボル	
		注意喚起語	危険
		危険有害性情報	熱すると爆発のおそれ
タイプ B	国連危険物輸送に関する勧告、試験および判定基準 第Ⅱ部の試験シリーズ A～H に記載された試験の結果に従い、第 2.15 章 2.15.4.1 の判定ロジックを適用。	シンボル	
		注意喚起語	危険
		危険有害性情報	熱すると火災や爆発のおそれ
タイプ C 及び D	国連危険物輸送に関する勧告、試験および判定基準 第Ⅱ部の試験シリーズ A～H に記載された試験の結果に従い、第 2.15 章 2.15.4.1 の判定ロジックを適用。	シンボル	
		注意喚起語	危険
		危険有害性情報	熱すると火災のおそれ
タイプ E 及び F	国連危険物輸送に関する勧告、試験および判定基準 第Ⅱ部の試験シリーズ A～H に記載された試験の結果に従い、第 2.15 章 2.15.4.1 の判定ロジックを適用。	シンボル	
		注意喚起語	警告
		危険有害性情報	熱すると火災のおそれ
タイプ G	国連危険物輸送に関する勧告、試験および判定基準 第Ⅱ部の試験シリーズ A～H に記載された試験の結果に従い、第 2.15 章 2.15.4.1 の判定ロジックを適用。	シンボル	この危険有害性区分にはラベル表示要素の指定はない
		注意喚起語	
		危険有害性情報	



**A2.16 金属腐食性物質**（詳細は第 2.16 章を参照）

危険有害性区分	判定基準	危険有害性情報の伝達要素	
1	55℃の試験温度で、鋼片またはアルミニウム片の両方で試験されたとき、侵食度がいずれかの金属において年間 6.25mm を超える。	シンボル	
		注意喚起語	警告
		危険有害性情報	金属腐食のおそれ

A2.17 急性毒性（詳細は第 3.1 章を参照）

危険有害性区分	判定基準	危険有害性情報の伝達要素	
1	LD <sub>50</sub> ≤ 5 mg/kg 体重（経口） LD <sub>50</sub> ≤ 50 mg/kg 体重（皮膚/経皮） LC <sub>50</sub> ≤ 100 ppm（気体） LC <sub>50</sub> ≤ 0.5 mg/l（蒸気） LC <sub>50</sub> ≤ 0.05 mg/l（粉塵、ミスト）	シンボル	
		注意喚起語	危険
		危険有害性情報	飲み込むと生命に危険（経口） 皮膚に接触すると生命に危険（経皮） 吸入すると生命に危険（気体、蒸気、粉塵、ミスト）
2	LD <sub>50</sub> 5 >、50 ≤ mg/kg 体重（経口） LD <sub>50</sub> 50 >、200 ≤ mg/kg 体重（皮膚/経皮） LC <sub>50</sub> 100 >、500 ≤ ppm（ガス） LC <sub>50</sub> 0.5 >、2.0 ≤ mg/l（蒸気） LC <sub>50</sub> 0.05 >、0.5 ≤ mg/l（粉塵、ミスト）	シンボル	
		注意喚起語	危険
		危険有害性情報	飲み込むと生命に危険（経口） 皮膚に接触すると生命に危険（経皮） 吸入すると生命に危険（気体、蒸気、粉塵、ミスト）
3	LD <sub>50</sub> 50 >、300 ≤ mg/kg 体重（経口） LD <sub>50</sub> 200 >、1000 ≤ mg/kg 体重（皮膚/経皮） LC <sub>50</sub> 500 >、2500 ≤ ppm（ガス） LC <sub>50</sub> 2.0 >、10.0 ≤ mg/l（蒸気） LC <sub>50</sub> 0.5 >、1.0 ≤ mg/l（粉塵、ミスト）	シンボル	
		注意喚起語	危険
		危険有害性情報	飲み込むと有毒（経口） 皮膚に接触すると有毒（経皮） 吸入すると有毒（気体、蒸気、粉塵、ミスト）
4	LD <sub>50</sub> 300 >、2000 ≤ mg/kg 体重（経口） LD <sub>50</sub> 1000 >、2000 ≤ mg/kg 体重（皮膚/経皮） LC <sub>50</sub> 2500 >、20000 ≤ ppm（気体） LC <sub>50</sub> 10.0 >、20.0 ≤ mg/l（蒸気） LC <sub>50</sub> 1.0 >、5.0 ≤ mg/l（粉塵、ミスト）	シンボル	
		注意喚起語	警告
		危険有害性情報	飲み込むと有害（経口） 皮膚に接触すると有害（経皮） 吸入すると有害（気体、蒸気、粉塵、ミスト）
5	LD <sub>50</sub> 2000 >、5000 ≤ mg/kg 体重（経口または経皮） LC <sub>50</sub> 経口および経皮の LD <sub>50</sub> に相当する範囲（すなわち、2000 >、5000 ≤ mg/kg 体重）（気体、蒸気、粉塵、ミスト）  詳細な判断基準参照： (a) ヒトにおける有意な毒性作用の示唆 (b) 区分 4 で 1 匹でも死亡が認められる (c) 区分 4 で有意な臨床症状 (d) 他の試験からの情報	シンボル	なし
		注意喚起語	警告
		危険有害性情報	飲み込むと有害のおそれ（経口） 皮膚に接触すると有害のおそれ（経皮） 吸入すると有害のおそれ（気体、蒸気、粉塵、ミスト）

A2.18 皮膚腐食性/刺激性（詳細は第 3.2 章を参照）


危険有害性区分	判定基準	危険有害性情報の伝達要素	
<p>1 腐食性 細区分 A,B,Cを 含む； 第3.2章 表3.2.1を 参照</p>	<p>1. 物質及び試験データのある混合物の場合： (a) ヒトの皮膚に不可逆的損傷を与えた経験がある； (b) 既に腐食性と分類されている物質または混合物と構造活性相関がある； (c) 酸/アルカリ緩衝能力を含み、<math>\leq 2</math> もしくは <math>\geq 11.5</math> の極端な pH 値である； (d) 有効性が確認され、承認されている <i>in vitro</i> の皮膚腐食性試験の結果が陽性である；または (e) 当該物質/混合物が、4 時間以内の暴露の結果、皮膚に不可逆的損傷を起こすことを示す動物についての経験または試験データがある（表 3.2.1 参照）</p> <p>2. 混合物のデータが入手できない場合、つなぎの原則を適用する（3.2.3.2 参照）</p> <p>3. つなぎの原則が適用されない場合、 (a) 加成性を適用できる物質の混合物である場合：混合物中の腐食性物質の濃度の合計が 5 % 以上であるものを腐食性に分類する（加成性がある物質の場合）；または (b) 加成性が適用できない物質の混合物である場合：1 % 以上の腐食性成分を含む。（3.2.3.3.4.参照）</p>	シンボル	
		注意喚起語	危険
		危険有害性情報	重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷
<p>2 刺激性  (全ての所管官庁に適用)</p>	<p>1. 物質及び試験データのある混合物の場合： (a) 4 時間以内の暴露の結果、皮膚に可逆的損傷を与えることを示すヒトについての経験または試験データがある； (b) 既に刺激性と分類されている物質または混合物と構造活性相関または構造特性相関がある； (c) 有効性が確認され、承認されている <i>in vitro</i> の皮膚刺激性試験の結果が陽性である；または (d) 当該物質/混合物が、4 時間以内の暴露の結果、皮膚に可逆的損傷を与えることを示す動物についての経験または試験データがある、または紅斑/痂皮形成、浮腫の平均スコア値が 2.3 以上 4 以下であること、もしくは試験動物 3 匹のうち少なくとも 2 匹で観察期間終了時まで炎症が残る（表 3.2.2 参照）</p> <p>2. 混合物のデータが入手できない場合、つなぎの原則を適用する（3.2.3.2 参照）</p> <p>3. つなぎの原則が適用されない場合 (a) 加成性を適用できる物質の混合物である場合、以下の条件のとき区分 2 と分類する： (i) 混合物中の区分 1 の濃度の合計が 1 % 以上、5 % 未満である；または (ii) 区分 2 の濃度の合計が 10 % 以上である；または (iii) 混合物中の濃度の合計 [(10×区分 1 の濃度の合計) + (区分 2 の濃度の合計)] が 10 % 以上である；または (b) 加成性が適用されない物質の混合物である場合、以下の条件のとき区分 2 と分類する： 3 % 以上の区分 2 の成分を含む(3.2.3.3.4.参照)</p>	シンボル	
		注意喚起語	警告
		危険有害性情報	皮膚刺激

(次ページに続く)

A2.18 皮膚腐食性/刺激性 (詳細は第 3.2 章を参照) (続き)


危険有害性 区分	判定基準	危険有害性情報の伝達要素	
		シンボル	なし
3 軽度刺激性 (一部の所 管官庁に適 用)	1. 物質及び試験データのある混合物の場合 当該物質または混合物が、4時間以内の暴露の結果、皮膚に可逆的損傷を与えることを示す動物についての経験または試験データがある、または試験動物3匹のうち少なくとも2匹の紅斑/痂皮の平均スコア値が1.5以上2.3未満である(表3.2.2参照)。  2. 混合物のデータが入手できない場合、つなぎの原則を適用する(3.2.3.2参照)  3. つなぎの原則が適用されない場合 (a) 加成性を適用できる物質の混合物である場合、以下の条件のとき区分3と分類する (i) 混合物中の区分2の濃度の合計が1%以上、10%未満である；または (ii) 区分3の濃度の合計が10%以上である；または (iii) 混合物中の濃度の合計[(10×区分1の濃度の合計)+(区分2の濃度の合計)]が1%以上10%未満である；または (iv) 混合物中の濃度の合計[(10×区分1の濃度の合計)+(区分2の濃度の合計)+(区分3の濃度の合計)]が10%以上である； (b) 加成性が適用されない物質の混合物である場合、以下の条件のとき区分3と分類する： 3%以上の区分3の成分を含む。(3.2.3.3.4参照)	注意喚起語	警告
		危険有害性情報	軽度の皮膚刺激

A2.19 眼に対する重篤な損傷/眼刺激性（詳細は第 3.3 章を参照）

危険有害性 区分	判定基準	危険有害性情報の伝達要素	
1 非可逆的 作用	1. 物質及び試験データのある混合物の場合 (a) 皮膚腐食性と分類されている； (b) 眼に 21 日間で完全に回復しない損傷を与えることを示すヒトについての経験や試験データがある； (c) 既に腐食性と分類されている物質/混合物と構造活性相関がある； (d) 酸/アルカリ緩衝能力を含み、 $\leq 2$ もしくは $\geq 11.5$ の極端な pH 値である； (e) 有効性が確認され、承認されている <i>in vitro</i> 試験での眼への重篤な損傷の評価が陽性である； (f) 当該物質または混合物が次のいずれかに該当することを示す動物についての経験または試験データがある (i) 少なくとも 1 匹の動物で角膜、虹彩または結膜に対する、可逆的であると予測されない作用が認められる (ii) 試験動物 3 匹中少なくとも 2 匹の平均スコア値が、角膜混濁で 3 以上、または虹彩炎で 1.5 を超える値を示す陽性応答が得られる（表 3.3.1 参照）  2. 混合物のデータが入手できない場合、つなぎの原則を適用する（3.3.3.2 参照）  3. つなぎの原則が適用されない場合、 (a) 加成性を適用できる物質の混合物である場合：混合物中の眼または皮膚腐食性が区分 1 である物質の濃度の合計が 3 % 以上である場合、区分 1 に分類する；または (b) 加成性が適用できない物質の混合物である場合：以下の条件のとき区分 1 と分類する。 眼または皮膚の区分 1 の成分を 1 % 以上含む（3.3.3.3.4. 参照）	シンボル	
		注意喚起語	危険
		危険有害性情報	重篤な眼の損傷

(次頁に続く)

A2.19 眼に対する重篤な損傷/眼刺激性 (詳細は第 3.3 章を参照) (続き)




危険有害性区分	判定基準	危険有害性情報の伝達要素	
2A 刺激性	1. 物質及び試験データのある混合物の場合 (a) 重篤な皮膚刺激性と分類されている； (b) 眼の損傷が 21 日以内に完全に回復することを示すヒトについての経験や試験データがある； (c) 既に眼刺激性と分類されている物質または混合物と構造活性相関または構造特性相関がある； (d) 有効性が確認され、承認されている <i>in vitro</i> の眼刺激性試験の結果が陽性である； (e) 当該物質または混合物が次のいずれかに該当することを示す動物についての経験または試験データがある：動物 3 匹中少なくとも 2 匹の平均スコア値が、角膜混濁で 1 以上、虹彩炎で 1 以上、または結膜浮腫で 2 以上の値を示す陽性応答が得られる (表 3.3.2 参照)	シンボル	
	2. 混合物のデータが入手できない場合、つなぎの原則を適用する (3.3.3.2 参照)	注意喚起語	警告
	3. つなぎの原則が適用されない場合 (a) 加成性を適用できる物質の混合物である場合、以下の条件のとき区分 2A と分類する (i) 混合物中の皮膚/眼の区分 1 の濃度の合計が 1% 以上、3%未満である、または (ii) 眼区分 2/2A の濃度の合計が 10%以上である、または (iii) [(10×皮膚/眼の区分 1 の濃度の合計) + (眼区分 2A/2B の濃度の合計)] が 10%以上である (b) 加成性が適用されない物質の混合物である場合、以下の条件のとき区分 2A と分類する 3%以上の眼区分 2 の成分を含む。(3.3.3.3.4.参照) 参照)	危険有害性情報	強い眼刺激






A2.19 眼に対する重篤な損傷/眼刺激性 (詳細は第 3.3 章を参照) (続き)

危険有害性区分	判定基準	危険有害性情報の伝達要素	
2B  弱い刺激性	1. 物質及び試験データのある混合物の場合 (a) 眼への軽度の刺激性を示すヒトについての経験や試験データがあるもの (b) 病変部が7日間中に完全に回復することを示す動物についての経験や試験データがある (表 3.3.2 参照) 2. 混合物のデータが入手できない場合、つなぎの原則を適用する (3.3.3.2 参照) 3. つなぎの原則が適用されない場合 (a) 加成性を適用できる物質の混合物である場合、以下の条件のとき区分 2B と分類する (i) 混合物中の皮膚/眼の区分 1 の濃度の合計が 1% 以上、3%未満である、または (ii) 眼区分 2 の濃度の合計が 10%以上である、または (iii) [(10×皮膚/眼の区分 1 の濃度の合計) + (眼区分 2 の濃度の合計)] が 10%以上である (b) 加成性が適用されない物質の混合物である場合、以下の条件のとき区分 2B と分類する 3%以上の眼区分 2 の成分を含む(3.3.3.3.4.参照)	シンボル	なし
		注意喚起語	警告
		危険有害性情報	眼刺激



A2.20 呼吸器感作性（詳細は第3.4章を参照）

危険有害性区分	判定基準	危険有害性情報の伝達要素	
1	1. 物質及び試験データのある混合物の場合 (a) ヒトで当該物質が特異的な呼吸過敏症を起こしうる証拠がある場合、およびまたは (b) 適切な動物試験より陽性結果が得られている場合。	シンボル	
	2. 混合物のデータが入手できない場合、つなぎの原則を適用する（3.4.3.2 参照）	注意喚起語	危険
	3. つなぎの原則が適用されない場合、混合物中の少なくとも一つの成分が呼吸器感作物質として分類され、それが下記の濃度で存在する場合、混合物は呼吸器感作物質と分類される (a) 固体または液体： (i) 0.1%（重量）以上（表 3.4.5 注記参照）； または (ii) 1.0%（重量）以上； (b) ガス： (i) 0.1%（体積）以上（表 3.4.5 注記参照）； または (ii) 0.2%（体積）以上	危険有害性情報	吸入するとアレルギー、喘息または呼吸困難を起すおそれ
1A（データが十分にあり、所管官庁が要求している場合）	1. 物質及び試験データのある混合物の場合 ヒトで高頻度に症例が見られる；または動物や他の試験に基づいたヒトでの高い感作率の可能性があり。反応の重篤性についても考慮する。	シンボル	
	2. 混合物のデータが入手できない場合、つなぎの原則を適用する（3.4.3.2 参照）	注意喚起語	危険
	3. つなぎの原則が適用されない場合、混合物中の少なくとも一つの成分が細区分 1A と分類され、以下の濃度で含まれる場合、混合物は呼吸器感作物質と分類される： (a) 固体または液体：0.1%（重量）以上 (b) ガス：0.1%（体積）以上	危険有害性情報	吸入するとアレルギー、喘息または呼吸困難を起すおそれ
1B（データが十分にあり、所管官庁が要求している場合）	1. 物質及び試験データのある混合物の場合 ヒトで低～中頻度に症例が見られる；または動物や他の試験に基づいたヒトでの低～中の感作率の可能性があり。反応の重篤性についても考慮する。	シンボル	
	2. 混合物のデータが入手できない場合、つなぎの原則を適用する（3.4.3.2 参照）	注意喚起語	危険
	3. つなぎの原則が適用されない場合、混合物中の少なくとも一つの成分が細区分 1B と分類され、以下の濃度で含まれる場合、混合物は呼吸器感作物質と分類される (a) 固体または液体：1.0%（重量）以上 (b) ガス：0.2%（体積）以上	危険有害性情報	吸入するとアレルギー、喘息または呼吸困難を起すおそれ



A2.21 皮膚感作性（詳細は第3.4章を参照）

危険有害性区分	判定基準	危険有害性情報の伝達要素	
1	1. 物質及び試験データのある混合物の場合 (a) 当該物質が相当な数のヒトに皮膚接触により過敏症を誘発しうる証拠がある場合、または (b) 適切な動物試験より陽性結果が得られている場合。	シンボル	
	2. 混合物のデータが入手できない場合、つなぎの原則を適用する（3.4.3.2 参照）	注意喚起語	警告
	3. つなぎの原則が適用されない場合、混合物中の少なくとも一つの成分が皮膚感作物質として分類され、それが下記の濃度で存在する場合、混合物は皮膚感作物質と分類される (a) 0.1%（固体/液体/ガス）以上（表 3.4.5 注記参照）； または (b) 1.0%（固体/液体/ガス）以上	危険有害性情報	アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
1A（データが十分にあり、所管官庁が要求している場合）	1. 物質及び試験データのある混合物の場合 ヒトで高頻度に症例が見られるおよび/または動物での高い感作能力からヒトに重大な感作を起こす可能性が考えられる。反応の重篤性についても考慮する。	シンボル	
	2. 混合物のデータが入手できない場合、つなぎの原則を適用する（3.4.3.2 参照）	注意喚起語	警告
	3. つなぎの原則が適用されない場合、混合物中の少なくとも一つの成分が細区分 1A と分類され、0.1%以上の濃度で含まれる場合	危険有害性情報	アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
1B（データが十分にあり、所管官庁が要求している場合）	1. 物質及び試験データのある混合物の場合 ヒトで低～中頻度に症例が見られるおよび/または動物での低～中の感作能力からヒトに感作を起こす可能性が考えられる。反応の重篤性についても考慮する。	シンボル	
	2. 混合物のデータが入手できない場合、つなぎの原則を適用する（3.4.3.2 参照）	注意喚起語	警告
	3. つなぎの原則が適用されない場合、混合物中の少なくとも一つの成分が細区分 1B と分類され、1.0%以上の濃度で含まれる場合	危険有害性情報	アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ

A2.22 生殖細胞変異原性（詳細は第 3.5 章を参照）



危険有害性区分	判定基準	危険有害性情報の伝達要素	
<p style="text-align: center;"><b>1</b> (1A 及び 1B)</p>	<p>1. 物質および試験データのある混合物 (3.5.2 の判定基準を参照)                      (a) ヒト生殖細胞に遺伝的突然変異を誘発することが知られている、または                      (b) ヒト生殖細胞に遺伝的突然変異を誘発すると見なされている</p> <p>2. 混合物のデータが入手できない場合、つなぎの原則を適用する (3.5.3.2 参照)</p> <p>3. つなぎの原則が適用されない場合、混合物中の少なくとも一つの成分が区分 1 に分類され、それが 0.1%以上含まれる場合、混合物は区分 1 に分類される</p>	シンボル	
		注意喚起語	危険
		危険有害性情報	遺伝性疾患のおそれ（他の経路からの暴露が有害でないことが決定的に証明されている場合、有害な暴露経路を記載）
<p style="text-align: center;"><b>2</b></p>	<p>1. 物質および試験データのある混合物 (3.5.2 の判定基準を参照)                      ヒト生殖細胞に遺伝的突然変異を誘発するかもしれない可能性を示唆する</p> <p>2. 混合物のデータが入手できない場合、つなぎの原則を適用する (3.5.3.2 参照)</p> <p>3. つなぎの原則が適用されない場合、混合物中の少なくとも一つの成分が区分 2 に分類され、それが 1.0%以上含まれる場合、混合物は区分 2 に分類される</p>	シンボル	
		注意喚起語	警告
		危険有害性情報	遺伝性疾患のおそれの疑い（他の経路からの暴露が有害でないことが決定的に証明されている場合、有害な暴露経路を記載）

A2.23 発がん性（詳細は第 3.6 章を参照）

危険有害性区分	判定基準	危険有害性情報の伝達要素	
<b>1</b> <b>(1A 及び 1B)</b>	1. 物質および試験データのある混合物（3.6.2 の判定基準を参照） (a) ヒトに対する発がん性が知られている (b) ヒトに対しておそらく発がん性がある	シンボル	
	2. 混合物のデータが入手できない場合、つなぎの原則を適用する（3.6.3.2 参照）	注意喚起語	危険
	3. つなぎの原則が適用されない場合、混合物中の少なくとも一つの成分が区分 1 に分類され、それが 0.1% 以上含まれる場合、混合物は区分 1 に分類される	危険有害性情報	発がんのおそれ（他の経路からの暴露が有害でないことが決定的に証明されている場合、有害な暴露経路を記載）
<b>2</b>	1. 物質および試験データのある混合物（3.6.2 の判定基準を参照）  ヒトに対する発がん性が疑われる	シンボル	
	2. 混合物のデータが入手できない場合、つなぎの原則を適用する（3.6.3.2 参照）	注意喚起語	警告
	3. つなぎの原則が適用されない場合、混合物中の少なくとも一つの成分が区分 2 に分類され、それが下記の濃度で含まれる場合、混合物は区分 2 に分類される (a) 0.1%以上（3.6.3.3 および表 3.6.1 注記 1 参照） (b) 1.0%以上（3.6.3.3 および表 3.6.1 注記 2 参照）	危険有害性情報	発がんのおそれの疑い（他の経路からの暴露が有害でないことが決定的に証明されている場合、有害な暴露経路を記載）*

\* この規定に沿った表示の実施は所管官庁の判断による。




A2.24 (a) 生殖毒性（詳細は第 3.7 章を参照）

危険有害性区分	判定基準	危険有害性情報の伝達要素	
1 (1A 及び 1B)	1. 物質および試験データのある混合物 (3.7.2 の判定基準を参照) (a) ヒトに対して生殖毒性があることが知られている (b) ヒトに対しておそらく生殖毒性がある 2. 混合物のデータが入手できない場合、つなぎの原則を適用する (3.7.3.2 参照) 3. つなぎの原則が適用されない場合、混合物中の少なくとも一つの成分が区分 1 に分類され、それが下記の濃度で含まれる場合、混合物は区分 1 に分類される (a) 0.1%以上 (3.7.3.3 および表 3.7.1 注記 1 参照) (b) 0.3%以上 (3.7.3.3 および表 3.7.1 注記 2 参照)	シンボル	
		注意喚起語	危険
		危険有害性情報	生殖能または胎児への悪影響のおそれ （もし判れば影響の内容を記載する）または（他の経路からの暴露が有害でないことが決定的に証明されている場合、有害な暴露経路を記載）
2	1. 物質および試験データのある混合物 (3.7.2 の判定基準を参照) ヒトに対する生殖毒性が疑われる 2. 混合物に対する完全なデータがない場合、つなぎの原則が適用される (3.7.3.2 参照) 3. つなぎの原則が適用されない場合、混合物中の少なくとも一つの成分が区分 2 に分類され、それが下記の濃度で含まれる場合、混合物は区分 2 に分類される (a) 0.1%以上 (3.7.3.3 および表 3.7.1 注記 3 参照)；または (b) 3.0%以上 (3.7.3.3 および表 3.7.1 注記 4 参照)	シンボル	
		注意喚起語	警告
		危険有害性情報	生殖能または胎児への悪影響のおそれの疑い （もし判れば影響の内容を記載する）または（他の経路からの暴露が有害でないことが決定的に証明されている場合、有害な暴露経路を記載）



A2.24 (b) 授乳に対するまたは授乳を介した影響（詳細は第 3.7 章を参照）

危険有害性区分	判定基準	危険有害性情報の伝達要素	
追加区分 授乳に対するまたは授乳を介した影響	1. 物質および試験データのある混合物 (3.7.2 の判定基準を参照) 授乳中の子の健康に懸念をもたらす物質 2. 混合物のデータが入手できない場合、つなぎの原則を適用する (3.7.3.2 参照) 3. つなぎの原則が適用されない場合、混合物中の少なくとも一つの成分が区分 2 に分類され、それが下記の濃度で含まれる場合、混合物は区分 2 に分類される (a) 0.1%以上 (3.7.3.3 および表 3.7.1 注記 1 参照)；または (b) 0.3%以上 (3.7.3.3 および表 3.7.1 注記 2 参照)	シンボル	なし
		注意喚起語	なし
		危険有害性情報	授乳中の子に害を及ぼすおそれ

A2.25 特定標的臓器毒性（単回暴露）（詳細は第3.8章を参照）



危険有害性区分	判定基準	危険有害性情報の伝達要素	
1	1. 物質および試験データのある混合物(3.8.2の判定基準を参照) 物質/混合物に関して、特定臓器または系に対する有害影響がヒトまたは動物で信頼できる証拠(つなぎの原則を含む)がある。表3.8.1区分1判定基準のガイダンス値を証拠の重み付け評価の一環として使用することができる。影響を受ける特定臓器または系をあげる。 2. 混合物のデータが入手できない場合、つなぎの原則を適用する(3.8.3.3参照) 3. つなぎの原則が適用されない場合 混合物中の少なくとも一つの成分が区分1に分類され、それが下記の濃度で含まれる場合、混合物は区分1に分類される (a) 1.0%以上(3.8.3.4および表3.8.2注記1参照) (b) 10%以上(3.8.3.4および表3.8.2注記2参照)	シンボル	
		注意喚起語	危険
		危険有害性情報	臓器の障害 (もし判れば影響を受ける全ての臓器を記載する) (他の経路からの暴露が有害でないことが決定的に証明されている場合、有害な暴露経路を記載)
2	1. 物質および試験データのある混合物(3.8.2の判定基準を参照) 物質/混合物に関して、証拠の重みづけおよび表3.8.1区分2判定基準のガイダンス値を考慮して、特定臓器または系に対する有害作用の証拠(つなぎの原則を含む)が動物実験またはヒトである。影響を受ける特定臓器または系をあげる。 2. 混合物のデータが入手できない場合、つなぎの原則を適用する(3.8.3.3参照) 3. つなぎの原則が適用されない場合 以下の条件で混合物は区分2に分類される (a) 混合物中の少なくとも一つの成分が区分1に分類され、1%以上10%未満含まれる(3.8.3.4および表3.8.2注記3参照) (b) 混合物中の少なくとも一つの成分が区分2に分類され、下記の濃度含まれる (i) 1%以上(3.8.3.4および表3.8.2注記4参照) (ii) 10%以上含まれる(3.8.3.4および表3.8.2注記3参照)	シンボル	
		注意喚起語	警告
		危険有害性情報	臓器の障害のおそれ (もし判れば影響を受ける全ての臓器を記載する) (他の経路からの暴露が有害でないことが決定的に証明されている場合、有害な暴露経路を記載)
3	(a) (気道刺激性) 物質あるいは混合物が気道に対して一時的な刺激性作用をもつというヒトでの証拠がある； または、 (b) (麻酔作用) 物質あるいは混合物が一時的な催眠作用をもつというヒトでの証拠または動物試験より得られた証拠がある	シンボル	
		注意喚起語	警告
		危険有害性情報	(気道刺激性) 呼吸器への刺激のおそれ または (麻酔作用) 眠気やめまいのおそれ

A2.26 特定標的臓器毒性（反復暴露）（詳細は第 3.9 章を参照）


危険有害性区分	判定基準	危険有害性情報の伝達要素	
1	1. 物質および試験データのある混合物 (3.9.2の判定基準を参照) 物質/混合物に関して、特定臓器または系に対する有害影響がヒトまたは動物で信頼できる証拠（つなぎの原則を含む）がある。表 3.9.1 のガイダンス値を証拠の重み付け評価の一環として使用することができる。影響を受ける特定臓器または系を挙げる。 2. 混合物のデータが入手できない場合 つなぎの原則を適用する (3.9.3.3 参照) 3. つなぎの原則が適用されない場合 混合物中の少なくとも一つの成分が区分 1 に分類され、それが下記の濃度で含まれる場合、混合物は区分 1 に分類される (a) 1.0%以上 (3.9.3.4 および表 3.9.3 注記 1 参照) (b) 10%以上 (3.9.3.4 および表 3.9.3 注記 2 参照)	シンボル	
		注意喚起語	危険
		危険有害性情報	長期にわたるまたは反復暴露による臓器の障害 （もし判れば影響を受ける全ての臓器を記載する） （他の経路からの暴露が有害でないことが決定的に証明されている場合、有害な暴露経路を記載）
2	1. 物質および試験データのある混合物 (3.9.2の判定基準を参照) 物質/混合物に関して、証拠の重みづけおよび表 3.9.2 のガイダンス値を考慮して、特定臓器または系に対する有害作用の証拠（つなぎの原則を含む）が動物実験またはヒトである。影響を受ける特定臓器または系をあげる。 2. 混合物のデータが入手できない場合 つなぎの原則を適用する (3.9.3.3 参照) 3. つなぎの原則が適用されない場合 以下の条件で混合物は区分 2 に分類される (a) 混合物中の少なくとも一つの成分が区分 1 に分類され、1%以上 10% 未満含まれる (3.9.3.4 および表 3.9.3 注記 3 参照) (b) 混合物中の少なくとも一つの成分が区分 2 に分類され、下記の濃度含まれる (i) 1%以上 (3.9.3.4 および表 3.9.3 注記 4 参照) または (ii) 10%以上含まれる (3.9.3.4 および表 3.9.3 注記 5 参照)	シンボル	
		注意喚起語	警告
		危険有害性情報	長期にわたるまたは反復暴露による臓器の障害のおそれ （もし判れば影響を受ける全ての臓器を記載する） （他の経路からの暴露が有害でないことが決定的に証明されている場合、有害な暴露経路を記載）



A2.27 吸引性呼吸器有害性（詳細は第 3.10 章を参照）

危険有害性区分	判定基準	危険有害性情報の伝達要素	
1	1. 物質および試験データのある混合物の場合 (a) ヒトに関する信頼度が高く、かつ有効な証拠から、誤嚥後の化学肺炎、種々の程度の肺損傷、または死亡を含む吸引性呼吸器有害性を示す実際の経験 (b) 40℃で測定した場合の動粘性率が 20.5 mm <sup>2</sup> /s 以下の炭化水素 2. 混合物のデータが入手できない場合、つなぎの原則を適用する（3.10.3.2 を参照） 3. つなぎの原則が適用されない場合、次の場合に混合物を吸引性呼吸器有害性の区分 1 として分類する (a) 区分 1 に分類される物質を 10%またはそれ以上含み、かつ 40℃で測定した場合の動粘性率が 20.5mm <sup>2</sup> /s 以下である、または (b) 二つ以上の明瞭な相に分離する混合物で、少なくとも一つの相で区分 1 に分類される物質を 10%またはそれ以上含み、かつ 40℃で測定した場合の動粘性率が 20.5mm <sup>2</sup> /s 以下である	シンボル	
		注意喚起語	危険
		危険有害性情報	飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ
2	1. 物質および試験データのある混合物の場合 区分 1 に分類されない物質及び混合物で、動物試験、ならびに専門家の判断に基づき、ヒトへの吸引性呼吸器有害性が推定され、かつ 40℃で測定した場合の動粘性率が 14 mm <sup>2</sup> /s 以下である 2. 混合物のデータが入手できない場合、つなぎの原則を適用する（3.10.3.2 を参照） 3. つなぎの原則が適用されない場合、次の場合に吸引性呼吸器有害性の区分 2 として分類する (a) 区分 2 に分類される物質を 10%またはそれ以上含み、かつ 40℃で測定した場合の動粘性率が 14mm <sup>2</sup> /s 以下である、または (b) 二つ以上の明瞭な相に分離する混合物で、少なくとも一つの相で区分 2 に分類される物質を 10%またはそれ以上含み、かつ 40℃で測定した場合の動粘性率が 14mm <sup>2</sup> /s 以下である	シンボル	
		注意喚起語	警告
		危険有害性情報	飲み込んで気道に侵入すると有害のおそれ



A2.28 (a) 水生環境急性有害性（詳細は第 4.1 章を参照）

危険有害性区分	判定基準	危険有害性情報の伝達要素	
1	1. 物質および試験データのある混合物の場合 $L(E)C_{50} \leq 1 \text{ mg/l}$ ここで、 $L(E)C_{50}$ は 96 時間 $LC_{50}$ (魚類)、48 時間 $EC_{50}/LC_{50}$ (甲殻類)、72 または 96 時間 $ErC_{50}$ (水生植物) である。 2. 混合物のデータが入手できない場合、つなぎの原則を適用する (4.1.3.4 を参照) 3. つなぎの原則が適用されない場合、 (a) 分類済みの成分の混合物の場合： 単純加算法 (4.1.3.5.5 を参照) により、以下であれば急性 1： $[\text{急性 1 成分の合計濃度}] \times M \geq 25\%$ $M$ は毒性乗率 (4.1.3.5.5.5 を参照) (b) 試験データのある成分の混合物の場合： 加算式 (4.1.3.5.2 と 4.1.3.5.3 を参照) により、以下であれば急性 1： $L(E)C_{50} \leq 1 \text{ mg/l}$ (c) 分類済みおよび試験データのある成分の混合物の場合： 加算式および単純加算法 (4.1.3.5.2～4.1.3.5.5.3 を参照) の組み合わせにより、以下であれば急性 1： $[\text{急性 1 の成分濃度}] \times M \geq 25\%$ 4. 関連成分のうち 1 種類以上について利用可能な情報がない混合物の場合、入手できる情報を用いて分類し、次の記述を追加する： 「本混合物の成分 x% については水生環境有害性が不明である」。	シンボル	
		注意喚起語	警告
		危険有害性情報	水生生物に非常に強い毒性
2	1. 物質および試験データのある混合物の場合 $1 \text{ mg/l} < L(E)C_{50} \leq 10 \text{ mg/l}$ ここで、 $L(E)C_{50}$ は 96 時間 $LC_{50}$ (魚類)、48 時間 $EC_{50}/LC_{50}$ (甲殻類)、72 または 96 時間 $ErC_{50}$ (水生植物) である。 2. 混合物のデータが入手できない場合、つなぎの原則を適用する (4.1.3.4 を参照) 3. つなぎの原則が適用されない場合、 (a) 分類済みの成分の混合物の場合： 単純加算法 (4.1.3.5.5 を参照) により、以下であれば急性 2： $[\text{急性 1 の成分濃度}] \times M \times 10 + [\text{急性 2 の成分濃度}] \geq 25\%$ $M$ は毒性乗率 (4.1.3.5.5.5 を参照) (b) 試験データのある成分の混合物の場合： 加算式 (4.1.3.5.2 と 4.1.3.5.3 を参照) により、以下であれば急性 2： $1 \text{ mg/l} < L(E)C_{50} \leq 10 \text{ mg/l}$ (c) 分類済みおよび試験データのある成分の混合物の場合： 組み合わせ加算式および加算法 (4.1.3.5.2～4.1.3.5.5.3 を参照) により、以下であれば急性 2： $[\text{急性 1 の成分濃度}] \times M \times 10 + [\text{急性 2 の成分濃度}] \geq 25\%$ 4. 関連成分のうち 1 種類以上について利用可能な情報がない混合物の場合、入手できる情報を用いて分類し、次の記述を追加する： 「本混合物の成分 x% は水生環境有害性が不明である」。	シンボル	なし
		注意喚起語	なし
		危険有害性情報	水生生物に毒性

A2.28(a) 水生環境急性有害性 (詳細は第4.1章を参照) (続き)

危険有害性区分	判定基準	危険有害性情報の伝達要素	
3	1. 物質および試験データのある混合物の場合 $10 \text{ mg/l} < L(E)C_{50} \leq 100 \text{ mg/l}$ ここで、L(E)C <sub>50</sub> は96時間LC <sub>50</sub> (魚類)、48時間EC <sub>50</sub> /LC <sub>50</sub> (甲殻類)、72または96時間ErC <sub>50</sub> (水生植物)である。 2. 混合物のデータが入手できない場合、つなぎの原則を適用する(4.1.3.4を参照) 3. つなぎの原則が適用されない場合、 (a) 分類済みの成分の混合物の場合： 単純加算法(4.1.3.5.5を参照)により、以下であれば急性3： $\begin{aligned} & [\text{急性1の成分濃度}] \times M \times 100 \\ & + [\text{急性2の成分濃度}] \times 10 \\ & + [\text{急性3の成分濃度}] \geq 25\% \end{aligned}$ Mは毒性乗率(4.1.3.5.5.5を参照) (b) 試験データのある成分の混合物の場合： 加算式(4.1.3.5.2と4.1.3.5.3を参照)により、以下であれば急性3： $10 \text{ mg/l} < L(E)C_{50} \leq 100 \text{ mg/l}$ (c) 分類済みおよび試験データのある成分の混合物の場合： 加算式および単純加算法(4.1.3.5.2~4.1.3.5.5.3を参照)の組み合わせにより、以下であれば急性3： $\begin{aligned} & [\text{急性1の成分濃度}] \times M \times 100 \\ & + [\text{急性2の成分濃度}] \times 10 \\ & + [\text{急性3の成分濃度}] \geq 25\% \end{aligned}$ 4. 関連成分のうち1種類以上について利用可能な情報がない混合物の場合、入手できる情報を用いて分類し、次の記述を追加する： 「本混合物の成分x%は水生環境有害性が不明である」。	シンボル	なし
		注意喚起語	なし
		危険有害性情報	水生生物に有害

A2.28(b) 水生環境長期間有害性（詳細は第 4.1 章を参照）


危険有害性 区分	判定基準	危険有害性情報の伝達要素	
1	1. 急速分解する物質の場合： (a) $NOEC \leq 0.01 \text{ mg/l}$ ；またはデータがない場合 (b) $L(E)C_{50} \leq 1 \text{ mg/l}$ および $BCF \geq 500$ （データがない時は $\log Kow \geq 4$ ）	シンボル	
	2. 急速分解しない物質の場合： (a) $NOEC \leq 0.1 \text{ mg/l}$ ；またはデータがない場合 (b) $L(E)C_{50} \leq 1 \text{ mg/l}$	注意喚起語	警告
	3. 混合物のデータが入手できない場合、つなぎの原則を適用する（4.1.3.4 を参照） 4. つなぎの原則が適用されない場合、以下であれば慢性 1 [慢性 1 の成分濃度] × M ≥ 25% ここで、Mは毒性乗率（4.1.3.5.5 を参照） 5. 関連成分のうち 1 種類以上について利用可能な情報がない混合物の場合、入手できる情報を用いて分類し、次の記述を追加する： 「本混合物の成分 x%は水生環境有害性が不明である」。	危険有害性情報	長期継続的影響により水生生物に非常に強い毒性
2	1. 急速分解する物質の場合： (a) $0.01 < NOEC \leq 1 \text{ mg/l}$ ；またはデータがない場合 (b) $1 \text{ mg/l} < L(E)C_{50} \leq 10 \text{ mg/l}$ ；および $BCF \geq 500$ （データがない時は $\log Kow \geq 4$ ）	シンボル	
	2. 急速分解しない物質の場合： (a) $0.1 < NOEC \leq 1 \text{ mg/l}$ ；またはデータがない場合 (b) $1 \text{ mg/l} < L(E)C_{50} \leq 10 \text{ mg/l}$	注意喚起語	なし
	3. 混合物のデータが入手できない場合、つなぎの原則を適用する（4.1.3.4 を参照） 4. つなぎの原則が適用されない場合、以下であれば慢性 2 [慢性 1 の成分濃度] × M × 10 + [慢性 2 の成分濃度] ≥ 25% Mは毒性乗率（4.1.3.5.5 を参照） 5. 関連成分のうち 1 種類以上について利用可能な情報がない混合物の場合、入手できる情報を用いて分類し、次の記述を追加する： 「本混合物の成分 x%は水生環境有害性が不明である」。	危険有害性情報	長期継続的影響により水生生物に毒性

(次頁に続く)

A2.28(b) 水生環境慢性有害性 (詳細は第 4.1 章を参照) (続き)

危険有害性 区分	判定基準	危険有害性情報の伝達要素	
		シンボル	なし
3	1. 急速分解する物質の場合： (a) $0.1 < \text{NOEC} \leq 1 \text{ mg/l}$ ；またはデータがない場合 (b) $10 \text{ mg/l} < \text{L(E)C}_{50} \leq 100 \text{ mg/l}$ ；および $\text{BCF} \geq 500$ (データがない時は $\log \text{Kow} \geq 4$ ) 2. 急速分解しない物質の場合： $10 \text{ mg/l} < \text{L(E)C}_{50} \leq 100 \text{ mg/l}$ 3. 混合物のデータが入手できない場合、つなぎの原則を適用する (4.1.3.4 を参照) 4. つなぎの原則が適用されない場合、以下であれば慢性 3 $[\text{慢性 1 の成分濃度}] \times M \times 100$ $+ [\text{慢性 2 の成分濃度}] \times 10$ $+ [\text{急性 3 の成分濃度}] \geq 25\%$ Mは毒性乗率 (4.1.3.5.5 を参照) 5. 関連成分のうち 1 種類以上について利用可能な情報がない混合物の場合、入手できる情報を用いて分類し、次の記述を追加する： 「本混合物の成分 x%は水生環境有害性が不明である」。	シンボル	なし
		注意喚起語	なし
		危険有害性情報	長期継続的影響により水生生物に有害
4	1. 物質および試験データのある混合物の場合 (a) 難溶解性であり、水への溶解度の範囲で急毒性がない、かつ (b) 急速分解性無し、かつ生物蓄積性がある ( $\text{BCF} \geq 500$ 、データがない時は $\log \text{Kow} \geq 4$ )；ただし、慢性 $\text{NOECs} > 1 \text{ mg/L}$ ではない。 2. 混合物のデータが入手できない場合、つなぎの原則を適用する (4.1.3.4 を参照) 3. つなぎの原則が適用されない場合、以下であれば慢性 4 $[\text{慢性 1 の成分濃度}]$ $+ [\text{慢性 2 の成分濃度}]$ $+ [\text{慢性 3 の成分濃度}]$ $+ [\text{慢性 4 の成分濃度}] \geq 25\%$ 4. 関連成分のうち 1 種類以上について利用可能な情報がない混合物の場合、入手できる情報を用いて分類し、次の記述を追加する： 「本混合物の成分 x%は水生環境有害性が不明である」。	シンボル	なし
		注意喚起語	なし
		危険有害性情報	長期継続的影響により水生生物に有害のおそれ

A2.29 オゾン層破壊物質（詳細は第 4.2 章を参照）

危険有害性区分	判定基準	危険有害性情報の伝達要素	
1	1. 物質の場合 モントリオール議定書の付属書に記載されているすべての管理物質  2. 混合物の場合 モントリオール議定書の付属書に記載されている少なくとも一つ成分が、0.1%以上含まれている混合物	シンボル	
		注意喚起語	警告
		危険有害性情報	オゾン層を破壊し、健康や環境に有害